

理事選任機関運営規程

(趣旨)

第1条 学校法人渡辺学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第6条により設置される理事選任機関の運営については、この規程の定めるところによる。

(理事の選任)

第2条 理事の選任は、次の場合に行う。

- (1) 理事の任期が満了するとき
- (2) 理事が辞任を申し出たとき
- (3) 理事が欠員になったとき

2 前項第1号に該当する場合は、原則として任期満了の2か月前までに、それ以外の場合は、当該事由の発生したときから2か月以内に、行うものとする。

(理事選任機関)

第3条 理事選任機関は、寄附行為及び本規程により、理事の選任を行う。

- 2 理事選任機関の事務は、総務部総務課が行う。
- 3 理事選任機関の議事録は、総務部総務課において作成する。

(理事選任機関の構成)

第4条 理事選任機関は、寄附行為第6条に掲げる次の者をもって組織する。

- (1) 理事5名：理事長、学校長2名、理事2名（学外1名含）
- (2) 評議員4名：寄附行為第33条第1項の第1号から2名、第2号から1名、第3号から1名

- 2 前項1号の構成員は理事会、同2号の構成員は評議員会の決議により選出する。
- 3 理事選任機関の構成員の任期は、4年とする。
- 4 理事選任機関の長は、理事長とする。
- 5 構成員に欠員が生じた場合は、欠員が生じた第1項同号から補充する。

(理事の資格)

第5条 理事は、人格が高潔で学識が優れ、かつ本学園の建学の精神及び私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者でなければならない。

(理事の選任)

第6条 理事選任機関は、次の各号の者を理事に選任する。理事の選任には、理事の年齢、性別等の著しい偏りが無いよう配慮する。

- (1) 学長（校長） 2名
ただし、東京家政大学学長及び東京家政大学附属女子高等学校長を検討する
- (2) この法人の専任教職員の互選による者 2名
- (3) この法人の設置する学校を卒業し、年齢25年以上の者 2名
ただし、渡辺学園東京家政大学緑窓会の推薦する者で、緑窓会長を含み、現にこの法人の役員、教職員であるものを除く
- (4) 学識経験者 3名
ただし、理事定数の3分の2以上の同意を得て理事会の推薦する者で、学識経験者の内2名は、現にこの法人及び子法人の役員、教職員であるものを除く
- (5) この法人に特に関係ある者 3名
ただし、事務職員代表1名を含み、教学（副学長）担当、財務担当を検討する

2 理事が再任される場合、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人及び子法人の役員、職員でなかった場合、前項の規定の適用は、当該理事の再任の際現にこの法人及び子法人の役員、職員のいずれでもない者となす。

3 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

4 第1項第1号、第2号及び第5号で選任される理事は、学長（校長）、この法人の専任教職員、事務職員代表、教学（副学長）担当、財務担当等の職を退いた場合は、理事の職を失うものとする。

（理事の任期）

第7条 理事の任期は、寄附行為第9条の規定により、1期4年で、原則として2期（8年）まで、特に必要と認められた場合は3期（12年）までの再任とする。ただし、学長（校長）から選任される理事は、学長（校長）の任期の期間、理事に在任する。

2 理事候補者の推薦、理事の選任にあたっては、前項の任期を超えるものは、推薦、選任することはできない。

（理事の解任）

第8条 理事選任機関は、寄附行為第10条の規定により理事を解任することができる。

（規程の改正）

第9条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際に在任する理事に対する、次期任期更新の際の第7条第2項の適用については、同条「前項の任期」の期間を12年として適用する。ただし、理事長、学長（校長）は12年を超えて推薦、選任することができる。